

栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、自動車の運転に不安を持つ高齢者に対し、小売店等の生活支援となる各種割引等の特典(サービス)の提供等を通じて、運転免許証の自主返納を促進し、もって、高齢者の交通事故の抑止と交通安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主返納者

道路交通法第104条の4の規定により自ら申請し、運転免許の取消しを受け、運転免許証を返納した65歳以上の者

(2) 協賛店舗等

本制度の趣旨に賛同し、自主返納者に対し、特典・サービスを提供する店舗、施設、事業所、企業等

(3) 特典・サービス

自主返納者が受けることができる利用料金や商品価格の割引、記念品や飲食物の提供などの各種サービス

(登録の申請)

第3条 協賛店舗等に登録しようとする事業者・団体等は、登録申請書(様式第1号)により、県に申請するものとする。

2 県は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認のうえ、登録する。ただし、申請書に記載された内容が本事業の趣旨に適さない場合、その他本事業の趣旨に照らし不相当と認められる事情がある場合は、登録を行わないものとする。

3 県は、前項の登録をした場合、申請者に対し、その旨を様式第2号により通知するとともに、認定証(様式第3号)、協賛店舗等表示ステッカー(様式第4号)を交付する。

4 県は、協賛店舗等の名称、所在地、特典・サービスの内容等を県のホームページ等で公表する。

(認定証、協賛店舗等表示ステッカーの掲示)

第4条 協賛店舗等は、店舗の見やすい場所に認定証、協賛店舗等表示ステッカーを掲示するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 協賛店舗等は、登録された事項を変更しようとするときは、登録変更申請書(様式第5号)を、変更の1か月前までに、県に届け出るものとする。

2 県は、前項に規定する届出があったときは当該登録内容を変更し、その旨を様式第6号により通知する。

(登録の辞退)

第6条 協賛店舗等は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届出書(様式第7号)を、辞退の1か月前までに、県に届け出るものとする。

2 県は、前項に規定する届出があったときは、当該登録を取り消し、その旨を様式第8号により通知する。

3 登録を辞退した協賛店舗等は、速やかに認定証、協賛店舗等表示ステッカーの掲示を取りやめるものとする。

(登録の取消)

第7条 県は、協賛店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協賛店舗等の登録を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 登録申請書又は登録変更申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) 協賛店舗等が登録内容を無断で変更したとき。

(4) 協賛店舗等の代表者又は役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(5) 廃業を確認したとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該協賛店舗等に対し、その旨を様式第9号により通知する。

3 前項に規定する通知を受けた登録者は、速やかに認定証、協賛店舗等表示ステッカーの掲示をとりやめるものとする。

(運転経歴証明書等の提示)

第8条 自主返納者は、協賛店舗等から提供される特典・サービス等を受けようとするときは、運転経歴証明書を提示しなければならない。

但し、運転経歴証明書交付済シールを提示した場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 県及び協賛店舗等は、この事業を通じて知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(紛議の防止)

第10条 協賛店舗等は、登録申請書に記載した提供しようとする特典・サービス内容を誠実に履行して自主返納者等との紛議の防止に努め、紛議が発生した場合は誠意をもって解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年11月1日から施行する。